号

自動 車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の

施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、 自 動 車 剪 係手 続におけ る電子情報処理組織 の活用のための道路運送車両法等の一 部を改正する法

律 (平成十六年 法律第五十五号) の施 流行に伴! ij 並びに道路運送車 市 法 昭和二十六年法律第百八十五号)

第六条第一 項 第三十三条第四項、 第三十九条第一項、 第七十五条第五 項、 第九十四条の五第二 項) 同 法第

九十四条の五 の二第二項に おいて準用する場合を含む。 第九十七条の二第二項及び第百二条第 項、 自

動 車 損害賠償 保障法 (昭和三十年法律第九十七号)第九条第二項、 自動 車の保管場所の確保等に関する法律

昭和三十七年法律第百四十五号)第四条第一項ただし書、 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成

十四年法律第八十七号)第七十四条第一項ただし書並びに自動車関係手続における電子情報処理 組織の活用

のため の道路に 運送車両法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第四条の規定に基づき、この政令を

制定する。

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第七十五条第一項、第五項及び第六項」を「第七十五条第一項、第七項及び第

八項」に改め、 同条第六項の表上欄中「第九十四条の五第五項」 を「第九十四条の五第七項」 に 第 九

十四条の五の二第三項」 を「 第九十四条の五の二第四項」 に _ 及び第六項」 を「及び第八項」 に改め、

同条を第十五条とする。

第九条を第十四条とし、 第八条を第十三条とし、 第七条の二を第十一条とし、 同条の次に次の一 条を加

える。

納付の有無の事実を確認する方法)

第十二条 法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、 国土交通省令で定めるところにより、

電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第九条 法第七十五条第一 項の申請をした者は、 同条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事

項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、 あらかじめ、 当該譲受人からの書面又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

2 前 項 の 規 定に よる承諾を得た法第七十五条第一 項 の 申請をした者は、 当該 譲受人から書面又は電磁的

情 報処 理 機 関 に 対 Ų 完成 検査終了 証 に記 載 す ベ き事 項 の 提 供 を電 磁 的 方法 に よつてしては ならな ١,

方法によ

ij

電

磁的方法による登録

情

報

処

理

機

関

への

提供

を承諾し

な

しし

旨の

申

出が

あつたときは

登録

ただし、 当該 譲受人が 再び 前 項 の 規 定に よる承認 諾 をし た場 る合は、 こ の 限 りで な ιį

保安基準適合証等に記載 すべき事 項 の 電 磁的 方法に よる提供)

第十条 指定自動 軍整備 事業者は、 法第九十四条の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事

項 を登録情報処理機関 に提供しようとするときは、あらかじめ、 当該依頼者からの書 面又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

2 前項 の 規 定に よる承 諾を得た指定 自 動 車 整備事業者は、 当該依 頼者から書面又は 電 磁的 方法 により、

電 磁 的 方 法 によ る登録 情報 処理 機 関 への 提 供を承諾し な しし 旨 の 申 · 出 が あつたときは 登録 情 報 処理 機関

に対し、 保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 ただし、 当 該

依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、 法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場

合について準用する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中

「前二条」

を

_

第二条又は

前条」

に改

め、

同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

自 動 車を譲渡する者は、 法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項を登録情

報処理機関に提供しようとするときは、 あらかじめ、 当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾

を得なければならない。

2 前項 の規定による承諾を得た自動車を譲渡する者は、 当該譲受人から書面又は電磁的方法により、 電

磁 的方法 による登録情 報処理 機関 ^ の提供を承諾 しない 旨 の 申出があつたときは、 登録情報 報処 理 機関 に

対 Ų 譲 渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 ただし、 当該 譲受人

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(道路運送車両法関係手数料令の一部改正)

第二条 道路 運 送車 -両法関) 係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

表第十号中「完 7成検査 終了 証 の提出」 の下に「 法第五十九条第四 頃に お 11 τ 準用する法第七 条第四 項

の 規 定に ょ る申請 書 ^ の 記載 をもつて提出に代える場合を含む。 _ を、 _ 自 動 車 検 查 証 返 納 証 明 の

下に の 提 出 を、 とともに 保安基 準適合証 の提 出 の 下 に 法第九十四条の五第九 項 の 規 定 に よる

申 . 請 書 の記 載をもつて提出に代える場合を含む。 _ を、 _ 並び に 限定自 動 車 検査証」 の下に の 提 出

を、 限 定保安基準適合証 の提出」 の下に「(法第九十四条の五の二第五項にお 11 て準用する法第九十

四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」を加え、 表第十一 号

中「 提出がある自 動車並びに限定自動 車検査証」 を「提出 (法第九十四条の五第九項の規定による申請

の記載をもつて提出に代える場合を含む。 \bigcup がある自動 車並びに限定自 動 車 検 査 証 の提出」 に 改め、

限定保安基準 -適合証 の提出」 の下に「 (法第九十四条の五 の二第五項に お l I て準用する法第九十四条の五

第九項の規定による申請書 ^ の記載をもつて提出に代える場合を含む。 _ を加える。

(自動車登録令の一部改正)

自 動 車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(以下」 を「(次項において」 に改め、 同条第二項中「用いて」 を「用い又は電気通

信回線を通じて」に改める。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、 行政 手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第

三条第一 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申 請する場合にあつては、 運輸 監

理部又は運輸支局に出頭することを要しない。

第十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、 同条に次の二項を加える。

3 申請人は、 道路運送車両法第三十三条第四項の規定により譲 渡証 朗書に記載すべき事項が登録情報処

理機関に提供されたときは、 国土交通省令で定めるところにより、 第一項の申請書にその旨を記載する

ことをもつて同項第一 号の書 面 (譲 渡証明書に限る。 の提出に代えることができる。

4 前 項の規定により譲 渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一 項の申請

書に記載されたときは、 国土交通大臣は、 登録情報処理機関に対し、 国土交通省令で定めるところによ

り、必要な事項を照会するものとする。

第十六条 の見出しを「 (印鑑に関する証 明書の添付)」 に改め、 同条第一項中「であつて市町村又は特

別区の 長 の 証 明を得たも の 申請人又はそ の第三者が法人であるときは、 その代表者 の **印鑑** で あつて法人

の登記. に |関 L 印 鑑 を提出・ U た登記所 の 証明 を得たもの。 以下この 頃に お ١J て同じ。 を添附 J を _ に

関

する 証 明書 住所 地 の 市 町 村 長 (特別区の 区長を含むも のとし、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七

号) 第二百五十二条の十 · 九 第 一 項の指定都 市にあつては、 市長又は区長とする。) 又は登記官が作成する

も のに限る。 以下この条において同じ。)を添付し」に改め、 同項ただし書中「抹消した」 を「 抹消. した

に _ であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの」 を「 に関する証明書」 に改め、 同条に次の一

項を加える。

3 第 一 項 の 印 鑑 に関する証明書は、 作成後三月以内のものでなければ ならない。

第二十一 条第一 項第三号中「 当事者」 をっ 第十条ただし書に規定する場合を除くほか、 当事者」 に改め

同 :項第五号中「第七条第四項」 を「第七条第六項」 に改める。

動 車損害賠償保障法施行令の一部改正)

第四条 自 動 車 損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第 条の二を第一条の三とし、第一条中「自動 車 損害賠償保障法 (以下「法」 という。 _ を「法」に

改め、 同条を第一条の二とし、 第一条として次の 条を加える。

自 動 車 損 (害賠 償 責任保険証 明書 に 記載すべき事 項 の 電 磁的方法による提供)

第 条 動 車 損 (害賠償) 保障法 (以下「法」 という。 第九条第一 項 本文の処分を受けようとする者は、

自

同 _条第二 項 Ô 規定により自動車損害賠償責任保険証明書 に記 載すべき事項を登録情報処 理 機 関 に 提供. Ū

ようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 保険会社に対して書面又は電磁

的方法により委託しなければならない。

第十二条中「第二条」を「第一条、第二条」に改め、 「 規定中」の下に「「 自動車損害賠償責任保険証

明書」 とあるのは 「自動 車損害賠償責任共済証明書」 ۲ ᆫ を加える。

自 動 車 の保管場 がの 確 保等 に関する法律施行令の一部改正)

第五条 自動 車 の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)の一部を次の

ように改正する。

第二条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、 同条に次の一項を加える。

2 法第四条第一 項ただし書の政令で定める通知は、 当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、

当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明

する旨の通知であつて、 当該警察署長の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。 以下この項 E お

61

て同じ。)から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に

送信することによつて行われるものとする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 使用済自動 車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(預託証明書に相当する通知)

第八条の二 法第七十四条第一項ただし書の政令で定める通知は、 当該自動車に係る再資源化預託金等が

預託されていることを証明する旨の通知であって、 資金管理法人の使用に係る電子計算機(入出力装置

以下この条において同じ。 から電 気通信 回線を通じて登録情報処理機関 の使用に係る電子計

算機に送信することによって行われるものとする。

附則

(施行期日)

第 条 この 政令は、 自動 車関! 係手続に おけ る 電子情報 処理組織 の活用 のため の道路運送 車 声 法等 の 部を

改正する法律 (以下「 改正法」という。 の施行の日 (平成十七年十二月二十六日) から施行する。

(経過措置)

改正法 の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第三十三条第一項 の規定によ

1) 動 車 の譲受人に 譲渡証明書を交付した者(次項にお 11 て「譲 渡証明書交付者」という。 改正法

附 則 第二条第 項 の規定により当該 譲 渡証 明 書に記 記載され てい た 事 頂を登録 情報 処 理 機 関 に提供・ しようと

するときは あらかじめ、 当該 自動 車 の 譲 受人の 書 面又は電 磁 的方法に よる承諾を得 な け れ ば ならな ιį

2 前 項 の規定による承諾を得た譲渡証 明書交付者は、 当該自動 車 の譲受人から書 面又は電磁的 方法により

に対 該自 電 動 磁 的 車 当 該 方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があったときは、 の 譲受人が再び 譲 渡証明書 同項 に記載されてい の 規定に よる承諾をした場合は、 た事項 の提供を電磁的 この限りでな 方法によってしてはならな ι'n 登録 ίÌ 情報処理機関 ただし、 当

第三条 条 第 法 理 1) に 完 機 関 よる承諾 しし 成 項又は 改正 う。 検査終了証 に提供しようとするときは、 法 の を得なければならない。 第五十九条第一 は 施 を発行 行前 改正 法 に [附則第] . 改 正 Ų 項 法第一 こ の申 れ 匹 条 を 条 自 請をする者 あらかじ の 規定に 動 の規定による改正前 車 の め、 より 譲受人に交付 (次項におい 改正法)当該· 完 第 成 の道路は 一 条 検 L て 査 た者 の規 終了 [運送車] (次項 申 定 請者」という。 証 に に記 よる改正 に 両 お 法第七十五条第四項 載 2 l1 れ て 後 て \neg 完 の道 l1 の 成 た 路 検査 書 事 面 運 項 送 一終了! 又は電 を 登 車 の規定に 録 証 両 磁的方 法 交付. 情 第 報 七 処 者 ょ

2 当該完成 方法 前 による登録情報処理 項の規定による承諾 検 查終了 証 に記 載され 機関 を得 た完成な ^ の提 てい 供を承 た 検査終了証交付者は、 事 項 分諾し. の 提供 な を い旨の申 電 磁 的方法によってしてはならない。 出が 申請者から書面又は電磁的方法により、 ?あっ. たときは、 登録 情 報 処 理 ただし、 機 関 に 対 電 申請者 磁 的

が

再び同項

の規定

による承諾をし

た場合は、

この限りでない。

に伴い、 道路運送車両法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行